

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間等
- 3 高齢者健康福祉圏域等
- 4 関連計画との連携

この章では、京都府高齢者健康福祉計画の策定趣旨、計画の期間、高齢者健康福祉圏域の設定等、京都府高齢者健康福祉計画の基本的な事項について説明します。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 趣 旨

- 我が国の高齢化は世界に例を見ない速さで進行し、これまでに経験したことのない超高齢社会を迎えています。高齢者人口の急増に加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、これらに伴う要介護等認定者の増加、また少子化の進行による現役世代の減少など、厳しさを増す状況の中で、京都府としては、高齢になっても、住み慣れた地域でそれぞれの状態や状況に応じて自分らしく生きることができる社会を作り上げていくことが重要であると考えています。
- そのため、第7次京都府高齢者健康福祉計画では、高齢者健康福祉に関する総合計画として、「高齢者が介護を必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される社会の構築」すなわち「地域包括ケアシステムの実現」を基本的な政策目標に位置づけ、「地域包括ケア3大プロジェクトの一層の充実」をはじめとする、5つの重点課題を中心とした各種施策を推進してきたところです。
- 2018（平成30）年度から2020年度までが計画期間となる第8次計画においては、これまでの取組の成果を踏まえ、京都地域包括ケア推進機構を中心に医療・介護・福祉の様々な関係団体と行政が連携し、地域包括ケアシステムをさらに推進し、府内の隅々まで行き渡らせることを目指すとともに、介護予防・生活支援の充実や、人材の確保、多様な住まいの整備など、超高齢社会に対応するための様々な施策を網羅しています。
- また、だれもがしあわせを実感できる希望の京都を目指すため、府政運営の指針として策定した「明日の京都」の中期計画や、府のアクションプランである「老後も安心して暮らせる地域包括ケアシステム推進プラン」、平成29年3月に策定した「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」等との整合を図りながら、各市町村における「介護保険事業計画（老人福祉計画を含む）」の推進を広域的視点から支援することとしています。

(2) 京都府高齢者居住安定確保計画の策定について

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保は、地域包括ケアの推進において非常に重要な課題です。

今回の計画策定にあたっては、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、京都府高齢者居住安定確保計画（以下、「居住計画」という。）を、本計画と一体的に策定することとしています。

（計画期間：2018（平成30）～2020年度）

- この計画において、居住計画に位置づける部分は、以下のとおりです。また、居住計画の位置づけ、目標等については、主たる章である「第13章 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備」において記載しています。

【居住計画に位置づける部分】

第1章	計画の策定にあたって
第2章	高齢者をめぐる主な現状と課題（一部）
第3章	第7次計画の取組状況（一部）
第4章	基本的な政策目標と重点課題 重点課題5 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備
第5章	高齢者に対する適切な介護保険サービス等の提供
第9章	高齢者の在宅療養を支える介護保険サービス等の充実と医療・介護の連携促進
第10章	介護予防・健康づくりの充実と高齢者自身が主役となる地域文化の醸成
第11章	高齢者の安心・安全な日常生活を支える活動等の推進
第12章	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成
第13章	高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備

(3) 法令等の根拠

- この計画は、老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定により、「老人福祉計画」「介護保険事業支援計画」及び「高齢者居住安定確保計画」を一体的に定めています。
- また、各市町村においても「介護保険事業計画」が策定されています。

2 計画の期間等

(1) 計画の期間

- 2018（平成30）年度から2020年度までの3か年計画です。

(2) 計画の点検・評価及び見直し

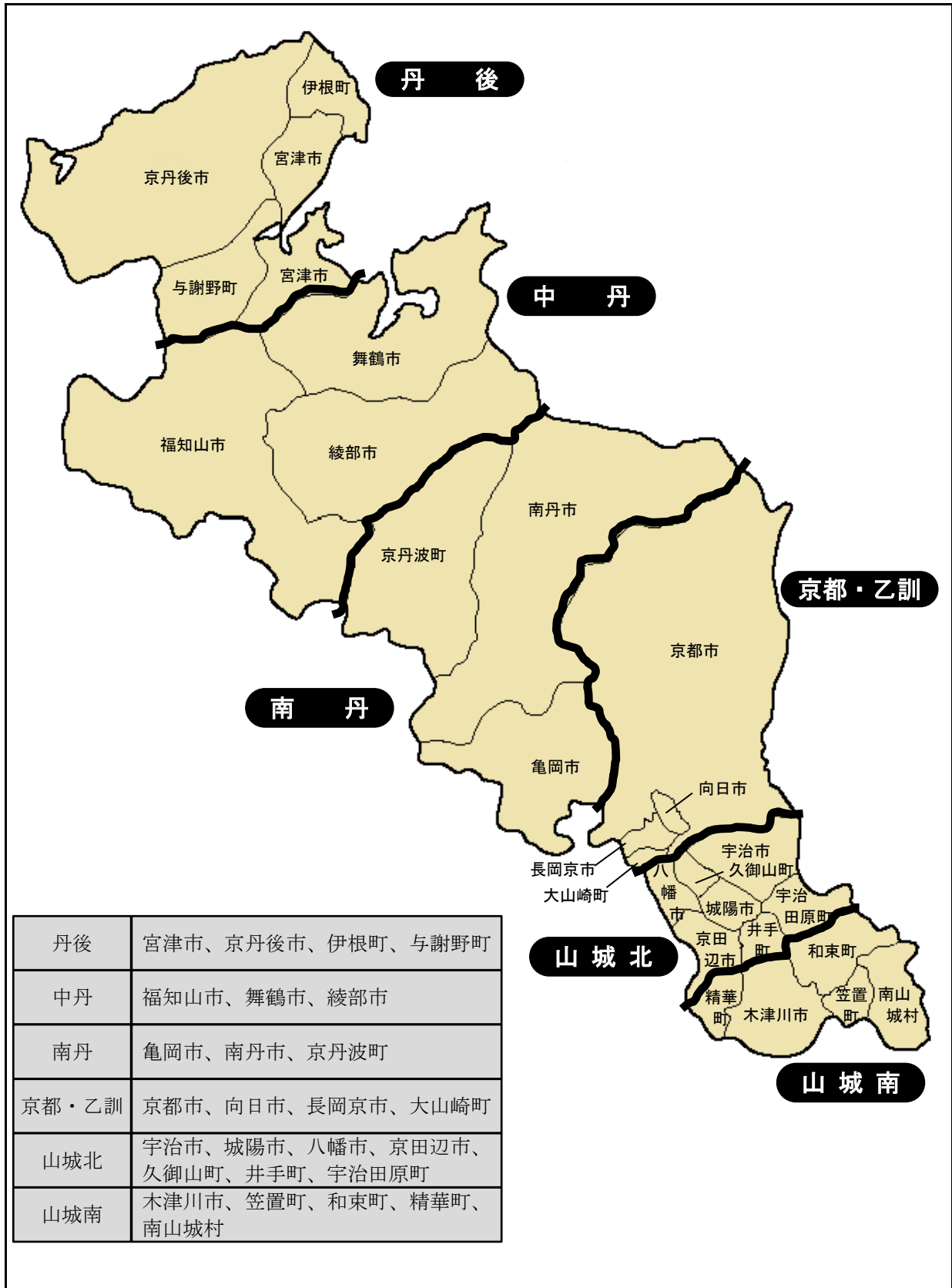
- 計画の点検・評価及び見直しについては、京都府高齢者サービス総合調整推進会議において専門家や関係団体の意見を求め、計画の円滑な推進を図ります。
- この計画は、法令に基づき3年ごとに見直しを行うこととし、次回は2021年度から3か年の計画を策定することとなっています。

3 高齢者健康福祉圏域等

(1) 高齢者健康福祉圏域

- 市町村の区域を越えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた介護・福祉サービス供給体制の確保を図るため、従来と同様に6つの高齢者健康福祉圏域を設定します。（図表1-1）
- これらの圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく京都府における2次医療圏と整合を図っています。

【図表1-1 京都府の高齢者健康福祉圏域】



(2) 日常生活圏域

- 「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、介護保険法第117条第2項の規定により各市町村の介護保険事業計画で設定するものです。
- 地域包括ケアの取り組みを進めるに当たっては、各市町村においてそれぞれの地域特性に応じた「日常生活圏域」を設定した上で、概ね30分以内に必要なサービスが提供されることが可能な日常生活圏域内（具体的には中学校区を基本）において、地域で高齢者を支えるネットワーク構築を進める必要があります。
- 京都府では、高齢者のワンストップ窓口となる地域包括支援センターが、各日常生活圏域毎に適正に配置され、当該センターを中心に、地域におけるネットワーク構築が進むよう、市町村への働きかけや支援を行っていきます。

4 関連計画との連携

- 京都府保健医療計画や京都府地域福祉支援計画、京都府住生活基本計画、また京都府障害福祉計画等、関連計画の施策と十分に連携し、取組を推進します。

